

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁七君） 以上、質疑を終わります。

○八番（山崎 良之助君） この案動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、まず議案第百八号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁七君） お諮りいたします。

ただいま山崎 良之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁七君） 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（小堺 仁七君） 日程第六 議案第百九号 福生市国民健康保険条例

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 森田 猛君登壇）

○福祉部長（森田 猛君） 御指名をいただきましたので、議案第百九号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして内容を御説明申し上げます。

本条例の改正案の骨子といたしましては、まず第一番に条文の整理がございます。それから保健施設の改正、それから財産の管理方法の削除、それから新しく申告制度を設けると、以上四点から成っております。内容につきまして御説明申し上げます。

目次中、「この市」をこれを「福生市」というふうに改めたいわけでございます。それから、後は条文の整理がございますが、第一章 第一条中、やはり「この市」とございますのを「福生市」に。

それから第七条につきまして、保健施設の関係でございますが、従来、国保条例におきましては、保健婦を置きましてそれぞれの仕事をやっておたわけ

陳情書の
取り下げ

でございますが、本年になりました、国から国民の健康づくり推進事業が始まりまして、従来、保健婦が国保の関係にございましたが、国保のみならず広く一般地域の保健の向上のために従事した実績等をかんがみまして、これを市長部局に置くというふうになったわけでございます。従来、国保に保健婦を置きますと、交付税の対象になっておりましたが、これが外されまして全部の市民をみるというふうな関係になったわけでございます。したがって、保健施設を改正いたしまして、ここに七条におきまして健康の保持増進のために必要な施設をすることができるということでございます。従来、福生市におきましては、保健者のいわゆる契約旅館等の関係ではこれでございます。

第八条は削除でございます。これは保健施設に関連いたしました必要なくなったので削除しようとするものでございます。

それから第七章、これは第一条でございますが、これを削除しようとするものでございます。これは従来、もと早く整理をしなければならなかったわけでございますけれども、国保の財産の管理をここにうたっておたわけでございま

すが、これが収入役の権限になっておりますので、これをここから削除しようとするものでございます。

次に、保険料の申告制でございますが、今回、新しく保険料の納付義務者にこれを申告制度を課したわけでございまして、一応、四月十五日までに納付義務者は申告しようというところでございます。ただし書きで、給与支払報告書のあるものはこの限りではないというふうに改正しようとするものでございます。したがって、これらが新しく挿入がされたということでございます。

それから第二十四条、二十五条、二十六条、やはり冒頭に「この市」とございすすのを削るといふことでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、二項におきまして改正後の第二十三条申告制度でございますが、これは五十四年度分の保険料から適用をしようとするものでございまして、五十三年度分までの保険料についてはなお従前の例によるというふうに改正しようとするものでございます。

なお、本議案につきましては、去る十一月三十日の国民健康保険運営協

議会におきまして、御決定をいただいておりますので申し添えます。

何とぞ慎重御審議の上、原案御可決あらんことをお願いいたしまして説明を終わらせていただきます。

○副議長（小堺 仁七君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番（松山 清君） 説明をいただきたいんですけれども、保健婦がどうのこうのと言っているんですが、従前あれですか。国保の中で保健婦なんていう資格の方が、現実聞いたことがないんですが、おられたのかどうか。どうも説明の中では、いるというようは話になっている。いるのを扱ったというように感じるんですが、どこへ移したのか。

それから第七条のあれなんです、ちやうと、市長はど書いてありまして、健康の保持増進のために必要な施設をすることができるとあるか、なんかこの辺の文章の関係がちやうと私、よくわかんないんですね。施設をすることができるといふのが……

○福祉部長（森田 猛君） 保健婦の関係でございしますが、この国保が条例

が始まったときは、保健婦が確かにいたわけですが、現在はおりません。これは都市的な市では余り関係がないようではございますが、農村地帯になりますと、大にこれが影響があるのではないかと、いうふうでございまして、新しく市長部局に移りまして、国保においても補助対象は変わらないということでございます。

それから、この第七条の保健施設でございしますが、これはいろいろと内部でも議論があったわけですが、東京都等にも問い合わせた結果、いわゆる保健施設というものは、市がいわゆる契約旅館等を契約いたしまして、保便者の健康保持のためにやる場合も、やはり保健施設になるんだというような解釈もございまして、やめたわけでございます。

○副議長（小堺 仁七君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎 良之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(小堺 仁七君) お諮りいたします。

ただいま山崎良久助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と答ふる者あり)

○副議長(小堺 仁七君) 御異議なしと認めます。よて議案第百九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長(小堺 仁七君) 日程第七 議案第百十号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 斎藤 多市君登壇)

○建設部長(斎藤 多市君) 御指名によりまして、議案第百十号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は、共同住宅及び事業所等の中に所在する住宅から排出される汚水の使用量の額の算定に関する規定を追加しようとするものでございます。その内容につきましては、第二条に、新たに二項を加えようとするものでございます。第二項は、計測装置が一個のため、汚水の排出量を世帯ごとに認定できない共同住宅、又、事業所等の中にある住宅から排出される汚水については、世帯ごとにその量を認定して使用量の額を算定しようとするものでございます。なお、共同住宅につきましては、東京都給水条例により、屋内に水道を引いてあって、しかも各戸ごとに量水器が設置されていない住宅について適用しようとするものでございます。又、事務所等につきましては、工場、商店、病院、事務所、基地等を対象としようとするものでございます。

次に第三項は、前項に該当する場合は、使用者からの申請に基づいて市長が認定をしようとするものでございます。その他、用語の整備をしようとするものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行したいというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、慎重御審議の上、原案どおり御決

定賜りますようお願いいたしましたして説明を終わります。

○副議長(小堺仁七君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山清君) 二、三お聞きしたいんですけれども、説明の中で、共同住宅又は事業所等の中には、基地も対象にするという考えだということで、説明を受けなければいけません。その前に、共同住宅の場合は、東京都の給水条例等の関係で、給水条例にもそのようなことをうたっていてそれをやる。この事業所の場合は、東京都の給水条例との関係では、どのような考えに立っておられるんですか。それをちょっと一番最初にお聞きしたいと思います。給水条例の方で、共同住宅と同じような形で取り扱っているのかどうか。

○建設部長(斎藤多市君) 御指摘の内容につきましては、東京都の給水条例の中では、共同住宅の中に工場等も含まれておりまして、この中でやはり、この二項にございますとおり、工場内に存在する住宅については、量水器をつければ住宅区域とみなすというふうに条例が定められております。

○二番(松山清君) ある意味では、市民の方が共同住宅に入っている場合、これで

もってみなされれば、当然、下水使用量が低くなるということでありまして、そういう面から見れば、この条例が必要だと思ふんですが、ただ、この条例をつくった中で、大きな問題としては、基地が排除する下水をどういうふうに取り扱うかということが、一つは大きくここにかかっていると思ふんです。これは説明の中でも基地を対象にするというふうなことが入っておりますので、そういう点がありますので、私、建設委員でございますので、ここで聞きしているのですが、そういう点ではひとつ、事務所等が東京都の給水条例の中では、どういうふうに認められて組まれているかというのは、ちょっと私には関係条文がわからないので教えていただきたい。

それと、それが一つ、後で申しさすけれども、たとえばこの条例が通ったとすれば、その基地を対象とするということを説明しましたので、基地を対象とするというのは、どういうことについて対象とするのか、具体的にはどのように考えておられるのか等を、あわせてお聞きしたい。

○建設部長(斎藤多市君) 東京都の給水条例の中では、共同住宅については先ほど説明いたしましたように、計測装置が一個しかない場合には、その世帯ご

とに計測器をつけた場合には、使用量は住宅料金というふうに書いてありますので、同じ解釈で、工場内に点在する住宅についても計測器をつければ一戸の住宅料金として給水するということでございます。

それから二点目の横田基地の取り扱いでございますが、これにつきましては先般来から申し上げておりますように、原則的には、やはり住宅に量水器をつけまして、これについては、ここにもございますように住宅料金にみなすという解釈をしております。

○二番（松山 清君） 説明だけお聞きしたいと思うんですが、そうしますと、ただ賛否はともかく別に置いておきますから、たとえば三項で、たとえばそうしますと現行の規定による使用料の額の算定は、当該使用者からの申請に基づくという、か市長が適当とみなしたものでなければならぬとなるわけですが、たとえば基地を対象とした場合に、それがいいか悪いかは別にして、そうした場合に使用者からの申請に基づくということになるんですが、この使用者というのはどれを指すようになるわけですか、基地を対象とした場合。

○建設部長（斎藤 多市君） 特に基地の場合には、米軍から申請があれば、そ

れに基づいて市長が測定した量に基づいて適当なものについてはそれを住宅料金として認めるということでございます。

○二番（松山 清君） そうしますと、使用者というのは、個々の使用者、……市民の場合には、たとえば共同住宅であれば、個々の使用者になるのではないかと思うんですが、ここで言う使用者というのは、そうすると入っている人じゃなくて基地の施設管理者というような形になるわけですか。その点が一つと、それからこういう形でやった場合に、今後ともそういう該当をさせていくんだということですが、基地との間では話はどのようなになっているんですか。関連するわけですが、お聞きしたいと思えます。

○建設部長（斎藤 多市君） 当該使用者というのがありますが、これはたとえば給水条例の中での、たとえば工場内から出る申請があれば、工場の所有者というふうに解釈できると思います。当然、基地についても米軍ということになろうかと思えます。

それから現在の状況でございますが、現在、米軍側と交渉しているのは、西住宅については、はっきり住宅とみなされるので、これについては住宅料金として取

り扱いたいというようなことで、現在米軍側と詰めを行っております。

○副議長（小堀 仁七君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎 良之助君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十号については建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堀 仁七君） お諮りいたします。

ただいま山崎 良之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堀 仁七君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（小堀 仁七君） 三時十分まで休憩いたします。

午後三時 休憩

午後三時十分開議

○議長（岩田 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八 議案第百二十二号 議会の議員の昭和五十三年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 篠崎 俊夫君登壇）

○助役（篠崎 俊夫君） 議案第百二十二号 議会の議員の昭和五十三年十二月期期末手当の支給割合を定める条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議員の皆様、この十二月期において支給すべき期末手当の支給割合は、昨日の全員協議会において御説明を申し上げましたとおり、報酬月額額の百分の三〇・四と定めようとするものでございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決御確定あらんことをお願い

い申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十三号は原案どおり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第九 議案第百二十三号 福生市の一般職員の昭和五十三年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第百二十三号 福生市の一般職員の昭和五十三年十二月期期末手当の支給割合を定める条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案につきましても、昨日の全員協議会において御説明申し上げましたとおり、この十二月期において職員に支給すべき期末手当の支給割合を、給料等の月額額の百分の二百六十と定めようとするものでございます。

なお、本案の御議決をいただきますと、職員に支給する期末勤勉手当の実質支給額は三・二ヵ月プラス二万円に相なるものでございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決御確定あらんことをお願い

申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百二十三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十三号は原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第十 議案第百二十一号下水道事業の事務の委託についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 香藤多市君登壇)

○建設部長(香藤多市君) 御指名によりまして、議案第百二十二号下水道事業の事務の委託について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり、福生市の公共下水道事業のうち、立川第二処理分区三十七・五ヘクタールにつきましては、昭島、立川、両市を通過して、残堀川幹線に流入させることになっております。このうち立川市の区域内については、今年度立

川市が八千二百万円の事業費をもって、延長八百二十メートル、内径七百ミリの推進工法により施行することになりましたので、この建設費並びに維持管理に関する事務につきまして、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により規約を定めまして立川市に委託しようとするものでございます。

なお、本年度福生市の負担分につきましては、後ほど下水道会計の補正

予算で御審議いただくわけですが、面積割にいたしまして一六・九%、事務費を含めまして一千五百二十八万八千円と相なるわけでございます。

次に、規約の内容について御説明申し上げます。

第一条は、委託事務の範囲を規定しようとするものでございまして、立川第二処理分区の汚水処理するための施設の建設、及び維持管理に関する事務の執行及び管理につきまして、立川市分の工事並びに維持管理について同市に委託しようとするものでございます。

第二条につきましては、委託事務の執行及び管理について立川市が行うという規定でございします。

第三条は、経費の負担に関する規定でございまして、委託する側がその面積に応じて負担しようとするものでございます。

第四条及び第五条につきましては、委託事務にかかわる経費並びに精算について規定しようとするものでございます。

第六条は、委託事務の執行及び管理に関しまして、前各号に規定するもののほか、必要な事項については、昭島、福生、立川の三市長が協議して

定めようとするものでございます。

附則につきましては、東京都知事に届け出て、受理された日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十一号については建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助から、本案は建設委員会に付託されたい旨